

47. 101. 10

地域団体商標に係る団体の構成員について

地域団体商標に関しては、自己又はその構成員による商標の使用を登録の要件としており（商標法第7条の2）、また、登録後においては、商標権者である組合等の定めるところにより、その構成員が登録商標の使用をする権利を有し（商標法第31条の2第1項）、不使用取消審判等においては通常使用権者とみなされる（商標法第31条の2第3項）。ところで、地域団体商標の出願の中には「全国農業協同組合連合会」（以下「全農」という。）が出願人となっているものもあるところ、全農の構成員は個別の地方自治体にある単位農協であって、単位農協の組合員である農業従事者（農家）は構成員になり得ないのではないか、という指摘がある。

しかし、全農の構成員については、以下の基本的考え方により、地域団体商標の審査においては農業従事者（農家）も構成員として取り扱うこととする。

なお、全農と同様の事情にある団体についても、以下に準じて取り扱うものとする。

（基本的考え方）

1. 地域団体商標は、団体又はその構成員の業務に係る商品又は役務として共通の性質を表示するために団体が構成員に使用をさせる商標である。
2. 全農については、その事業を行うに当たって、直接構成員である単位農協等のみならず、間接構成員である単位農協の組合員も構成員である組合員として扱われる（農業協同組合法第10条）ところ、その間接構成員に関しては「連合会については、その直接の構成員である会員のほか、間接の構成員である会員の組合員である農業者が、事業利用において会員と同じ扱いとなる」とされている（「農林法規解説全集」農林水産省農林法規研究委員会編）。
3. しかも、農業者が構成員として扱われるのは、農業の経営及び技術の向上に関する指導、組合員の事業に必要な物資の供給、農作業の共同化、組合員の生産する物資の運搬・加工・貯蔵又は販売等の事業であるが、これらは、団体の管理の下で団体としての共通の品質を確保して構成員に商標の使用をさせるという地域団体商標の趣旨に密接な関係を有するといえるものであり、これら事業においては、農業者も全農の構成員として扱われているといえる。
4. このため、仮に、全農については、直接構成員である単位農協のみならず、間接構成員である単位農協の組合員である農業者も、全農の構成員として扱うこととする。

(参考1) 農業協同組合法 (抜粋)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員(農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の三十一第三項及び第五項を除き、以下の節において同じ。)のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設(医療又は老人の福祉に関するものを除く。)の設置
- 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
- 九 農村工業に関する施設
- 十 共済に関する施設
- 十一 医療に関する施設
- 十二 老人の福祉に関する施設
- 十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設
- 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十五 前各号の事業に附帯する事業

(参考2) 農林法規解説全集 (抜粋)

〔農林水産省農林法規研究委員会編：株式会社大成出版〕

「従前から、連合会がその会員である農協の組合員に対して行うサービスの提供については、会員農協が行う事業を補完するという位置付けで実施してきたところであり、平成一三年の改正では、経済事業改革の一環として、連合会が生産資材を一括発注し組合員に直接供給するシステムが確立されること等が考えられたことから、連合会については、その直接の構成員である会員のほか、間接の構成員である会員の組合員である農業者が、事業利用において会員と同じ扱いとなることが明確にされたところである。」